

「国民保護に関する新座市計画」変更案の概要**1 市町村国民保護計画とは**

武力攻撃や大規模テロ等に対し避難・救援などの国民保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）、国の「国民の保護に関する基本指針」及び埼玉県の「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき策定するもの。

2 国民保護に関する新座市計画（現行計画）の概要

現行の「国民保護に関する新座市計画」は平成19年2月に策定。平成22年11月に一部変更。

「第1編 総則」、「第2編 平時における準備編」、「第3編 武力攻撃事態等対処編」など6編で構成している。

3 変更理由

上位計画である「国民保護に関する埼玉県計画」が平成30年12月に変更されたことなどによるもの。

4 主な変更内容**(1) 国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更に伴うもの**

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（別紙3「国民保護に関する新座市計画」変更案の新旧対照表（以下「新旧対照表という。）1ページ）

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意することなどを新規項目として追加し、県計画との整合を図った。

イ 外国人への国民保護措置の適用（新旧対照表2ページ）

日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する旨を新規項目として追加し、県計画との整合を図った。

ウ 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知（新旧対照表5ページ）

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動に

ついて平素から周知に努める」記述を追加し、県計画との整合を図った。

エ 情報伝達手段の多重化等の推進（新旧対照表 1 1 ページ）

警報の住民への周知方法に、「市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加し、県計画との整合を図った。

オ 避難施設の確保（新旧対照表 1 2 ページ）

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加し、県計画との整合を図った。

カ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ（新旧対照表 1 2 ページ）

避難施設の指定要件を新たに追加する中で、爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を位置づけ、県計画との整合を図った。

キ 武力攻撃事態等による被災者の精神的ショック等のケアに関する記述（新旧対照表 1 6 ページ）

武力攻撃事態等における被災者の精神的ショック等のケアについて、精神保健体制を日本赤十字社をはじめとする専門機関と連携し対応する旨の記述を追加し、県計画との整合を図った。

ク 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施（新旧対照表 1 7 ページ）

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加し、県計画との整合を図った。

ケ 埋・火葬関係（新旧対照表 1 6 ページ及び 2 6 ページ）

現行計画では、埼玉県が定めた「広域火葬計画」に基づき対策を講じると記述しているが、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき埋・火葬対策を実施するとの記述に改め、県計画との整合を図った。

コ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施（新旧対照表 2 7 ページ）

「核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる」等の新規項目を追加し、県計画との整合を図った。

サ 図表の変更（新旧対照表 4 ページ及び 1 0 ページ）

使用している図表を、埼玉県計画が使用しているものと同様のものに変更し、県計画との整合を図った。

(2) 関係法令の改正、国の事務分掌の変更等によるもの

ア 要配慮者関係（新旧対照表 2 ページほか多数）

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など）の記述を「要配慮者」に変更した。

イ 事態対処法関係

(7) 名称変更に伴う記述の変更（新旧対照表 1 ページ、33 ページ）

平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」の名称変更がされたため、記述の変更を行った。

(4) 参照条文の変更を反映させるもの（新旧対照表 31 ページ）

平成 27 年 9 月の法令改正に伴い、「緊急対処保護措置」の記述（用語集（さ）（別紙 2 「国民保護に関する新座市計画」変更案 87 ページ））に不整合が生じるため、参照条文の修正を行った。

ウ 救援に関する事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）に変更されたことに伴う修正（新旧対照表 26 ページ）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援に関する事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）に変更されたため、第 3 編第 4 章（避難住民等の救援措置）の該当する記述を修正する。

また、救援の程度、方法については、「平成 25 年内閣府告示第 229 号」による旨記述を改める。

(3) 本市の新庁舎完成や組織機構の変更によるもの

ア 市国民保護対策本部の設置場所及び本部会議の開催場所の変更（新旧対照表 7 ページ、19 ページ）

新庁舎の完成に伴い、市国民保護対策本部の設置場所及び本部会議の開催場所を本庁舎 3 階会議室に変更する。

イ 本市の組織機構の変更に伴う、市国民保護対策本部の組織及び事務分掌の変更（新旧対照表 19～23 ページ）

本市の組織機構が変更となったため、市国民保護対策本部の組織及び事務分掌について、新座市地域防災計画で定める新座市災害対策本部の組織及び事務分掌に準じたものに変更する。

ウ その他

(7) 緊急物資の備蓄に関する記述（新旧対照表 15 ページ）

本市の組織機構の変更に伴い、国民保護に関する事務は総務部が所管することになったため、備蓄品の品目及び数量の管理に関する記述における担当部を市民環境部から総務部に変更する。併せて、管理場所が避難施設であることを記述する。

(4) 県からの警報の通知の受入れに関する記述（新旧対照表 24 ページ）

県からの警報の通知については危機管理課が対応するため、現行計画では「市民安全課」となっている記述を修正する。併せて、市（危機管理課）が警報を通知する市の他の執行機関に「固定資産評価審査委員会」を追加する。

(4) その他

ア 前回計画変更からの時点修正（人口、要配慮者数、生活等関連施設数など）（新旧対照表 3 ページほか多数）

イ 生活関連等施設の記述につき、説明を詳細にするもの

第 1 編第 4 章第 2 節（新旧対照表 4 ページ）及び用語集（き）（新旧対照表 34 ページ）における生活関連等施設の記述につき、定義に触れ、より詳細なものに改める。

ウ 資料編の一部編入

資料編のうち、連絡先関係に関しては本市内部の資料に変更する。

市内避難施設一覧については最新の情報に更新した上で、第 2 編第 4 章第 6 節の末尾（別紙 2 「国民保護に関する新座市計画」変更案（以下「変更案」という。）30、31 ページ）に追加する（新旧対照表 13、14 ページ）。

また、例規及び様式に関しては、「資料集」として「用語集」の後に追加する（変更案 101～128 ページ、新旧対照表 38～62 ページ）。

エ 担当課からの提案の反映（新旧対照表 37 ページ）

「用語集（ま）」の「民生委員・児童委員」の記述を担当課から提案があったものに修正する。

オ わかりにくい記述の修正（新旧対照表 9 ページ）

弾道ミサイル着弾後の動きに関する記述については、語句等を補い、誰が何を行うのか明確になるよう修正する。

カ 常用漢字表に基づく語句の修正

「堅牢」を「堅ろう」、「かんがみ」を「鑑み」、「日ごろ」を「日頃」に修正するなど、常用漢字表に基づく記述とする。